

## 当日配付資料

令和5年12月15日

課名 農林水産局農業基盤課 課名 土木建築局道路河川管理課 課名 土木建築局河川課  
担当者 楨原 担当者 宮津 担当者 水頭  
内線 3642 内線 3884 内線 3928

## 芦田川水系の取水制限に伴う県の対応について

### 1 要旨・目的

芦田川渇水調整協議会（臨時会議）が12月13日に開催され、取水制限の実施内容等が決定されたことから、今後、取水制限が開始された場合には、県は警戒体制に入り、現在設置している「渇水連絡会」から「渇水警戒本部」に移行する。

### 2 現状・背景

芦田川水系では、7月中旬からの降水量が平年と比べ減少しており、芦田川水系2ダム（八田原ダム（国土交通省）、三川ダム（広島県農林水産局））の貯水量が減少している。

（12月15日現在）

	降水量※ <sup>2</sup> (mm)						2ダム（八田原、三川）合計	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月 （14日まで）	貯水量（万m <sup>3</sup> ）	貯水率（%）
今年	177	73	62	20	24	37	1,669	47.3
平年（過去10年平均）※ <sup>1</sup>	230	192	203	114	55	23	3,008	85.2
平年比（%）	77	38	31	18	44	158	55.5	55.5

※<sup>1</sup> 平年（過去10年平均）は、平成26年から令和5年までの各年の12月14日の平均値

※<sup>2</sup> 降水量は、世羅郡世羅町安田雨量局のデータ

### 3 概要

#### (1) 対象者

芦田川水系の利水者（工業用水・農業用水）

#### (2) 事業内容（実施内容）

ア 芦田川渇水調整協議会での決定事項（事務局：福山河川国道事務所）

##### (ア) 取水制限の実施

	開始時期	取水制限率	
		工業用水	農業用水
第1次取水制限	2ダムの合計貯水量が1,500万m <sup>3</sup> を下回った日の翌日から	20%	20%
第2次取水制限	2ダムの合計貯水量が1,100万m <sup>3</sup> を下回った日の翌日から	30%	30%

##### (イ) 取水制限の解除

2ダムの合計貯水量が2,000万m<sup>3</sup>程度に回復した時点で、今後の気象状況等により、関係機関と協議の上で解除する。

##### (ウ) 広報活動の実施

関係機関により節水についての広報活動を実施する。

イ 県の対応

現在、江の川水系の取水制限に伴い、県は11月2日から「渇水連絡会」を設置している。

この度、芦田川水系で取水制限が開始された場合には、広島県災害対策運営要領（渇水）（参考参照）に基づき、警戒体制に入るため、「渇水連絡会」から「渇水警戒本部」に移行し、国、市町、利水関係者等と連携しながら、取水制限による影響の状況把握や影響の拡大防止に向けた活動等について協議していく。

ウ 受水者への影響

取水制限後においても、当面は、受水者への影響は少ないと考えられる。

(3) スケジュール

事業内容のとおり。

(4) 予算（補助事業・単県）

—

(5) 今後の対応

引き続き、県民に対し、ホームページ等により節水を呼びかけるとともに、気象台の降雨予想やダム貯水状況等を注視しながら、国、市町、利水関係者等と連携し、取水制限による影響の状況把握や影響の拡大防止に向けた活動等について協議していく。

(6) その他

県内ダムの貯水率及び対応状況は、別紙のとおり。

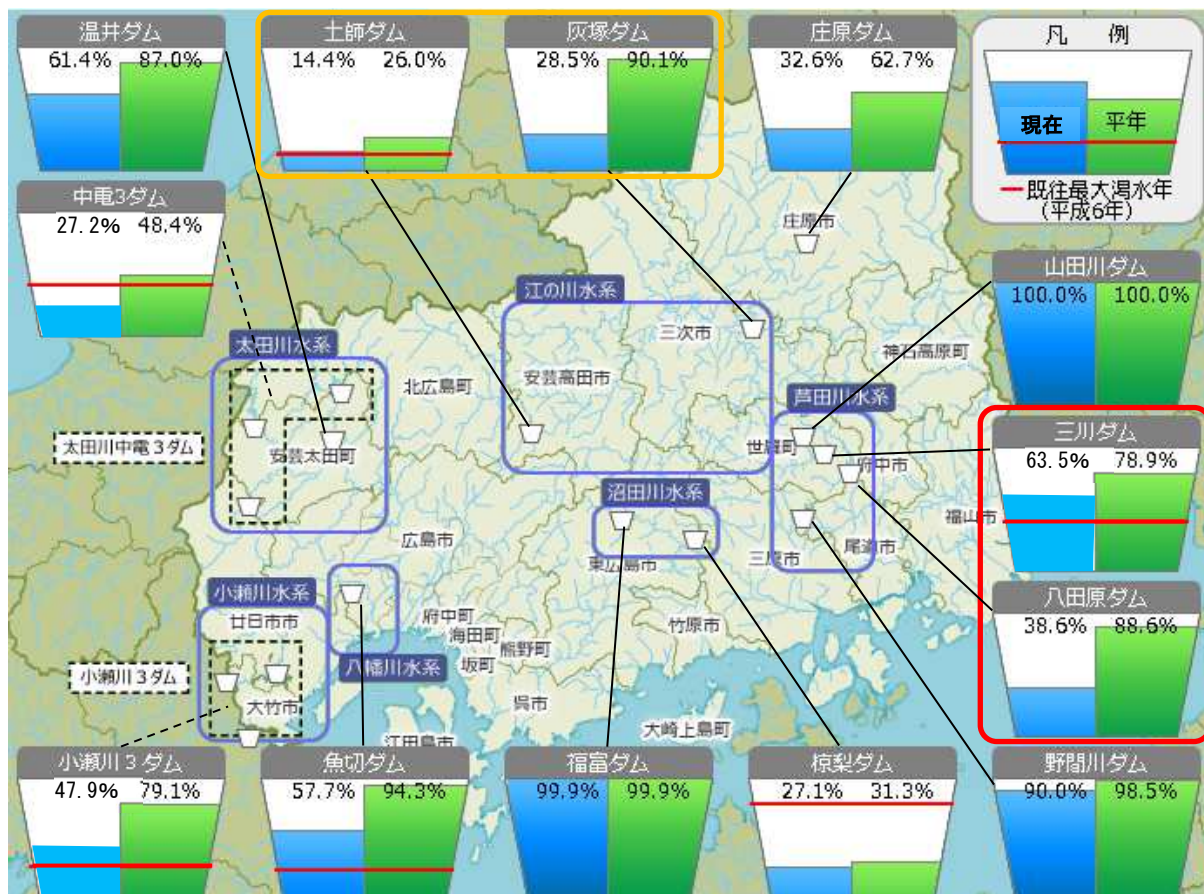
■ 県内ダムの貯水率及び対応状況（利水容量のあるダム）

（12月15日0時現在）

協議会 (水系)	ダム名	平年貯水率(%) <sup>※1</sup> (平年貯水量(万m <sup>3</sup> ))	現貯水率(%) (現貯水量(万m <sup>3</sup> ))	平年貯水率との差(%) (平年貯水量との差(万m <sup>3</sup> ))	対応状況（取水制限等の予定）
太田川	中電3ダム (王泊ダム, 立岩ダム, 樽床ダム)	48.4	27.2	▲ 21.2	10月30日より、高瀬堰からの放流量を調整している
	温井ダム	87.0	61.4	▲ 25.6	
	土師ダム <sup>※2</sup>	26.0	14.4	▲ 11.6	
小瀬川	小瀬川3ダム (渡ノ瀬ダム, 小瀬川ダム, 弥栄ダム)	79.1	47.8	▲ 31.3	11月1日より、弥栄ダムの放流量を調整している
芦田川	三川ダム	78.9 (971)	63.5 (781)	▲ 15.4 (▲ 190)	<b>【今回】</b> 2ダムの合計貯水量が 1,500 万m <sup>3</sup> を下回った日の翌日から取水制限を開始する
	八田原ダム	88.6 (2,037)	38.6 (888)	▲ 50.0 (▲ 1,149)	
	2ダム 合計 (三川ダム, 八田原ダム)	85.2 (3,008)	47.3 (1,669)	▲ 37.9 (▲ 1,339)	
山田川ダム (芦田川)		100.0	100.0	0.0	現時点では、予定なし
野間川ダム (芦田川)		98.5	90.0	▲ 8.5	現時点では、予定なし
沼川	棕梨ダム	31.3	27.1	▲ 4.2	現時点では、予定なし (棕梨ダムは、浚渫工事のため計画的に水位低下させている)
	福富ダム	99.9	99.9	0.0	
八幡川	魚切ダム	94.3	57.7	▲ 36.6	10月23日より、放流量を調整している
江の川	灰塚ダム	90.1	28.5	▲ 61.6	<b>【11月2日から】</b> 取水制限を実施している
	庄原ダム	62.7	32.6	▲ 30.1	

※1 平年（過去10年平均）は、平成26年から令和5年までの各年の12月15日の平均値  
但し、運用開始後10年に満たないダムは、運用開始後から現在までの平均値

※2 土師ダムは、太田川へ分水しているため、太田川水系で記載



広島県の防災体制(渇水) 【広島県災害対策運営要領(渇水)】

【11月2日】  
江の川水系の  
取水制限により  
設置

【今回】  
芦田川水系で  
取水制限が実施  
された場合

体制	判断基準	体制の決定
注意体制 〈渇水連絡会〉	県内のいずれかの水系で取水制限の措置が行われた場合	自動設置
警戒体制 〈渇水警戒本部〉	次のいずれかに該当する場合 ① 太田川水系において取水制限の措置を行う場合 ② <u>太田川水系以外の2水系において取水制限の措置を行う場合</u>	自動設置
	総合的な影響拡大防止活動を実施する必要がある場合	土木建築局長が必要と認めるとき
非常体制 〈災害対策本部(渇水)〉	太田川水系において、又は太田川水系以外の2水系において取水制限の措置が行われており、県民活等に甚大な被害が発生すると予想される場合	知事が必要と認めるとき
	総合的な渇水対策を講じる必要がある場合	

警戒体制〈渇水警戒本部〉の組織図

